

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税
権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改
正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の主要な内容	一
1	権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定	一
2	効力発生及び適用	一
三	議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、平成二十三年（二千十一年）に効力を生じたバハマ国政府との間の現行の協定の内容を改正するため、平成二十八年（二千十六年）十二月から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、平成二十九年（二千十七年）二月九日にナッソーにおいて、日本側在バハマ中野大使とバハマ側ハルキティス財務省担当国務大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行の協定の内容を部分的に改正するものであり、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けるものである。この議定書の締結により、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文五箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 権限のある当局間での租税に関する情報の交換のための規定

現行協定第五条の次に、第五条のAを挿入し、両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局が合意によって決定する手続に従い、自動的に情報交換を行うことを規定している（第一条）。

2 効力発生及び適用

この議定書により挿入される第五条のAの規定が、二千十七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税等について適用されること（第四条）を規定するとともに、この議定書の効力発生等（第五条）について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。